

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「会計年度任用職員制度の今後」
著者 / 所属	佐藤 研資 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	445号
刊行日	2022-4-28
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220428.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

会計年度任用職員制度の今後

総務委員会 専門員

さとう けんすけ
佐藤 研資

地方自治体においては、厳しい財政状況や地方行革の要請の下、多様化する行政需要に対応するため、常勤職員数を抑制する一方、臨時・非常勤職員を増加させてきた。しかし、地方公務員法上の任用根拠と実態の乖離や、労働者性の高い非常勤職員の処遇に問題があることが指摘されていた。

こうした状況を踏まえ、2017年に、法律上の位置付けが不明確だった一般職の非常勤職員について「会計年度任用職員」を創設し、期末手当の支給を可能とすること等を内容とする地方公務員法及び地方自治法の改正が行われた。

総務省の調査によると、改正法が施行された2020年4月現在、全国の自治体の臨時・非常勤職員は約113万人であった。常勤職員数が約280万人であることから、自治体職場の非正規率は全体で約3割に達する（職種や自治体規模によっては、非正規率は更に高く、非正規職員が中核となっている職場も少なくない）。このうち、任用期間6月以上かつ週勤務時間19時間25分（常勤職員の半分）以上の会計年度任用職員は約62万人、その約9割がパートタイムであり、また女性が約8割を占めている。

会計年度任用職員制度の現状について、非正規公務員当事者団体の調査では、もともとの給与水準が低いことに加え、「期末手当相当分の月例給が減額された」、「仕事内容・量は変わらないのにフルタイム非常勤からパートタイム会計年度任用職員にされた」等の訴えが報告されている。総務省は、「概ね、制度の趣旨に沿った運用が図られているが、まだ対応が十分でない団体もある」として、必要な適正化を図るよう通知を発出しているところであるが、更なる実態の把握と対応が必要であろう。

上述の法改正時に、両院の総務委員会は次の趣旨を含む附帯決議を行っている。

- ・人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用の在り方を検討すること。
- ・現行の臨時・非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たり、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方自治体に適切な助言を行うこと。
- ・本法の施行状況を調査し、公務における同一労働同一賃金の在り方や短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方に重点を置いて必要な措置を講ずること。

会計年度任用職員については、公募によらず同一人を再度任用できるのは2回まで、としている自治体も多いことから、2022年度終盤には雇止め問題が多発する可能性がある。コロナ禍で公共サービスの重要性が改めて認識される中、附帯決議が提起した課題に政府がどう取り組んで行くか、注目したい。